

佐賀県公安委員会告示第四号

警備員等の検定等に関する規則第二条の表第五号に規定する公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務（平成十八年佐賀県公安委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月十日

佐賀県公安委員会

委員長 山 口 久 美 子

本文中「第二条の表第五号」を「第二条の表第六号」に改める。

表の県道妙見満島線の項を削る。